

南九州市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第39号

南九州市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和 7 年南九州市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（路程の計算）

第13条 旅費の計算上必要な路程の計算は、実測又は公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果のうち最も安価な路程とする。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第20条第 5 号中「別表第 5」を「別表第 2」に改める。

第24条第 1 項中「南九州市会計規則」の次に「（平成19年南九州市規則第44号）」を加え、同条第 2 項中「別表第 6」を「別表第 3」に改め、同条第 4 項中「（平成19年南九州市条例第 2 号）」を削る。

別表第 2 から別表第 4 までを削り、別表第 5 及び別表第 6 を 3 表ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南九州市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に南九州市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年南九州市条例第31号。以下この項において「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に条例第 4 条第

1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。